

## 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

発 行

## 目 次

ページ

## 規 則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

○特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

(共同参画社会推進課)

一

## 告 示

○平成十六年宮城県告示第百九十五号(衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額)の一部改正

(環境生活総務課)

一七

○騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定

(環境対策課)

一七

○特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定

(同)

一七

○振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定

(同)

一八

○振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定

(同)

一八

○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準

(同)

一九

○騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域指定

(同)

一九

## 規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則(平成七年宮城県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中、「第二条第四項」を、「第二条第六項」に改める。

別表第二第三号(一)の表十五の項中、「〇・二ミリグラム」を、「一ミリグラム」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を、「、第三章及び第五章の規定並びに」に改める。

第二条第二項中、「第二条第二項第三号」を、「第二条第二項第二号」に改める。

第三条を削る。

第二十三条を第三十七条とする。

第二十二條中、「第十四條第二項」を、「第二十六條第二項」に改め、同条を第三十六條とする。

第二十一條中、「第十三條第二項」を、「第二十五條第二項」に改め、同条を第三十五條とする。

第二十條第一項中、「第十二條第二項」を、「第二十四條第二項」に改め、同条を第三十四條とする。

第十九條を削る。

第十八條中、「第四十一條第三項」の下に、「(法第六十四條第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「様式第十三号」を、「様式第十五号」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の十一

条を加える。

(認定の申請)

第二十三條 条例第十三條の申請書は、様式第十六号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四條第二項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新)

第二十四條 条例第十四條の申請書は、様式第十七号によるものとする。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第二十五條 第七條、第十條及び第十一條の規定は、条例第十五條に規定する認定特定非営利活動法

人が、法第五十二條第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三條並びに法第二十五條第

六項及び第七項の規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第七條第二項、第十條第二項及び第十一條第二

項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する副本又は写しの添付を要しない。

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第二十六条 条例第十六条の届出書は、様式第十八号とする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第二十七条 法第五十三条第一項の規定による届出は、様式第十九号による届出書を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十八条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、様式第二十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、当該書類の副本を添えるものとする。

3 条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、第一項の届出書を提出する場合には、前項の規定にかかわらず、副本の添付を要しない。

(助成金の支給に関する書類等の提出)

第二十九条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、法第五十四条第三項の書類にあつては様式第二十一号による届出書を、同条第四項の書類にあつては様式第二十二号による届出書を、それぞれ知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書のうち様式第二十一号による届出書あつては法第五十四条第三項の書類の副本を、様式第二十二号による届出書あつては同条第四項の書類の副本を、それぞれ添えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の届出書を提出する場合に準用する。

(役員報酬規程等の閲覧等)

第三十条 条例第十九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第十九条第二項の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

(仮認定の申請)

第三十一条 条例第二十條の申請書は、様式第二十三号によるものとする。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(認定に係る規定の仮認定への準用)

第三十二条 第二十五条から第三十条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併による認定又は仮認定の承継)

第三十三条 条例第二十一条の申請書は、様式第二十四号によるものとする。

第三十七条中、「届出書は、様式第十二号による」を、「規定による届出は、様式第十四号による届出書

を知事に提出してする」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第三十四条第三項の規定による合併の認証に係る定款を添付しなければならない。

第十七条を第二十一条とする。

第十六条中、「財産目録及び貸借対照表は、合併するそれぞれの特定非営利活動法人」を、「貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)」に改め、「主たる」を削り、同条を第二十条とする。

第十五条第一項中、「第九条第一項」を、「第十二条第一項」に、「様式第十三号」に改め、同条第二項中、「第四条第二項」を、「第三条第二項」に、「第九条第二項」を、「第十二条第二項」に改め、「縦覧について」の下に、「第四条及び第五条の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五条第一項中、「第十条第三項」とあるのは、「第三十四条第五項において準用する法第十条第三項」と、同条第二項中、「第一条第一項」とあるのは、「第十二条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは、「第十条第一項各号(第六号を除く)」に掲げる書類及び法第三十四条第四項に規定する社員総会の議事録」と読み替えるものとする。

第十五条を第十九条とする。

第十四条中、「清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第十号」を、「様式第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

第十四条を第十八条とする。

第十三条中、「第八条」を、「第十一条」に、「様式第九号」を、「様式第十一号」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条第一項中、「解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第七号」を、「様式第九号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

第十二条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(清算中の清算人の届出)

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、様式第十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

第十一条中「第七条」を「第十条」に、「様式第六号」を「様式第八号」に改め、同条を第十四条とする。

第十条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第九条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同条第二項を削り、同条を第十二条とする。

第八条を削る。

第七条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第二項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条第三項中「第四条第二項及び」を「第三条第二項及び」に、「条例第四条第二項」を「条例第六条第一項」に改め、「ついで」の下に、「第四条及び第五条の規定は法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五条第一項中「第十条第三項」とあるのは「第二十五条第五項において準用する法第十条第三項」と、同条第二項中「第一条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する社員総会の議事録の謄本、変更後の定款又は当該定款の変更の日属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書又は法第二十六条の規定により知事に提出する法第十条第一項第一号イに掲げる書類及び事業報告書等」と、同条第三項中「第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と読み替えるものとする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(変更の認証後の定款の提出)

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく、当該変更の認証に係る変更後の定款を提出しなければならない。

(定款の変更の届出)

第十条 条例第七条の届出書は、様式第六号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。  
(定款の変更の登記に係る届出)

第十一条 法第二十五条第七項の規定による届出は、様式第七号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書には、その写し一通を添えるものとする。

第六条中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の届出書に添付する役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、法第二十三条第二項の規定の適用がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十条第一項第二号八に掲げる書類を提出することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第五項の規定により他の都道府県知事(同法第三十条の十一第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合)にあつては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により、当該役員に係る本人確認情報を利用するとき。

第六条を第七条とする。

第五条中「届出書は、様式第二号による」を「規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出してする」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録にはその副本一通を、それぞれ添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第十条第一項の規定による設立の認証に係る定款を添付しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(軽微な不備)

第四条 条例第四条に規定する軽微な不備は、誤記、記載漏れその他これらに類する明白な誤りに係るものとする。

(軽微な不備の補正)

第五条 法第十条第三項の規定による補正は、様式第一号による補正書を知事に提出してするものとする。

2 前項の補正書には、補正後の条例第一条第一項に規定する申請書又は法第十条第一項各号に掲げる書類を添えるものとする。

3 前項の規定により第一項の補正書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第

五号、第七号及び第八号に掲げるものを、それぞれ副本一冊を添えるものとする。  
 様式第一号中「第十号第一項第二号ハ」を「」(「条例第二号第四項の規定により添付を要しないこととされる場合を除く。）」と改める。  
 様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第二号(第五号関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地  
 申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称  
 申請者又は代表者氏名 ④  
 電話番号

補正書

年 月 日に申請した 年 月 日について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正する書類	補正の理由	補正の内容	
		補正前	補正後

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 補正書には、特定非営利活動促進法施行細則第6条第2項に規定する書類を添付すること。
- 3 次の書類の補正を行う場合には、補正後の書類の副本を添付すること。
  - ① 定款(法第10条第1項第1号)
  - ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)
  - ③ 設立趣旨書(法第10条第1項第5号)
  - ④ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
  - ⑤ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
㊦

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項及び特定非営利活動促進法施行細則第6条第3項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号  
㊦

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第53条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。  
記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、補欠のため又は増員により就任した場合には、併せて、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任と記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事等の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)には、次の書類を添付すること。
  - ① 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第23条第2項)
  - ② 当該各役員の住所又は居所を証する書面(法第23条第2項)X第8条第3項の規定により提出を要しないこととされる場合を除く。)
    - 7 この届出書には、変更後の役員名簿の副本を添付すること(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が届け出る場合を除く。)
    - 8 宮城県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人のうち宮城県の区域外に従たる事務所を設置するものが法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される法第23条の規定により、宮城県知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県が定めるところによること。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書の提出に併せて、次の書類をそれぞれ1部提出すること。
  - ① 登記事項証明書の写し
  - ② 財産目録の副本
  - ③ 定款



年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号

⑭

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する認証を受けたので、申請します。

記

1 変更の内容	現行(旧)	変更後(新)	備考
2 変更の理由			

(備考)  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。

3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項イ1部)変更後の定款(法第25条第4項ロ2部)並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)(法第25条第4項ロ2部)を添付すること。

4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。  
① 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項ロ2部)

② 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを示す書面(法第26条第2項)

③ 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法

第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項ロ2部)

5 法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

① 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

② 認定又は仮認定の通知書の写し

③ 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び次に掲げる事項  
イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項  
ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

(イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引  
(ロ) 役員等との取引

ニ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)(イ)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日  
ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項  
ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)(イ)におけるその金額及び使途並びにその実施日  
(3) 法第46条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

④ 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する次の書類の写し  
(1) 助成金の支給の実績を記載した書類

(2) 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(事前の作成が困難な場合はその実施日)を記載した書類



様式第7号(第11条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号

印

定款の変更の登記完了届出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を提出します。

様式第十三号の次に次の十一様式を加える。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、登記事項証明書の写しを添付すること(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が提出する場合を除く。)
- 3 宮城県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人のうち宮城県の区域外にわたる事務所を設置するものが法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同法第25条第6項の規定により、宮城県知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県が定めるところによること。



様式第14号（第21条関係）

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号

印

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び特定非営利活動促進法施行細則第21条第3項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

様式第15号（第22条関係）

<表 面>

第 号  
所 属 名  
職 氏 名

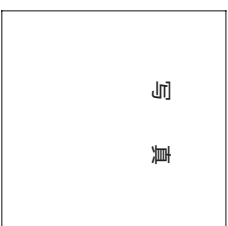
特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用される場合を含む。）の規定による職員の証

年 月 日発行

宮 城 県 知 事

印

写 真



<裏 面>

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項及び第64条第1項の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する権限を有する。

特定非営利活動促進法抜粋

第41条（報告及び検査） 特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令（法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあるとき）があるとき、当該職員は、当該職員に当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 略  
（報告及び検査） 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）が法令（法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあるとき）があるとき、当該職員は、当該職員に当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

- (備考)  
1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
2 この届出書の提出に併せて、次の書類をそれぞれ1部提出すること。  
① 登記事項証明書の写し  
② 財産目録の副本  
③ 定款（合併認証時に提出した定款の内容に変更がないときは、省略できる。）

様式第16号（第23条関係）

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

主たる事務所の所在地 (フリガナ)	〒	電話 ( )
申請者の名称 (フリガナ)		
代表者の氏名 (フリガナ)		④
設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポート基準
事業年度	月 日 ~ 月 日	
過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
過去の仮認定の有無 (過去の仮認定を受けた日)	有 ・ 無 ( 年 月 日 )	
認定取消の有無 (認定取消の日)	有 ・ 無 ( 年 月 日 )	
仮認定取消の有無 (仮認定取消の日)	有 ・ 無 ( 年 月 日 )	

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。

( 現に行っている事業の概要 )

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒		
電 話 ( )		
〒		
電 話 ( )		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 事務所の所在地は、町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類（法第44条第1項第1号ハに掲げる基準に該当する特定非営利活動法人が申請する場合には、①の書類を除く。）を添付すること。
  - ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間 最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間も以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第44条第2項第1号）
  - ② 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）〔2部〕
  - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）〔2部〕

様式第17号(第24条関係)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

主たる事務所の所在地 (フリガナ)	〒	電話( )	-
申請者の名称 (フリガナ)			
代表者の氏名			
認定の有効期間	皇 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポート基準	
認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日	相対値基準・原則	
認定の有効期間の満了日の3日前の日	年 月 日	相対値基準・小規模法人	
事業年度	月 日 ~ 月 日	絶対値基準	
特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。 (現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地			
〒	左記の事務所の責任者の氏名		役 職
電話( )			
電話( )			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 事務所の所在地は、町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
  - ① 法第45条第1項各号(第3号口、第6号、第8号及び第9号を除く。)に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第44条第2項第2号)(2部)
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第44条第2項第3号)(2部)

様式第18号（第26条関係）

知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）が定款の変更の認証を受けた場合の議事録の謄本等の提出書

年月日	〒	主たる事務所の所在地	〒	電話（ ）	-
		その他の事務所の所在地	〒	電話（ ）	-
		法人名			
		（フリガナ）			
		代表者の氏名			
		認定（仮認定）の有効期間	自	至	年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> <li>社員総会の議事録の謄本</li> <li>変更後の定款</li> </ul>	

様式第19号（第27条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の代表者変更届

年月日	〒	主たる事務所の所在地	〒	電話（ ）	-
		（フリガナ）			
		法人名			
		（フリガナ）			
		代表者の氏名			
		認定（仮認定）の有効期間	自	至	年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

様式第20号（第28条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等届出書

主たる事務所の所在地	〒	電話（ ）
	（フリガナ）	
法人名	（フリガナ）	
代表者の氏名	⑩	
認定（仮認定）の有効期間	事業年度	
自 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により、第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を提出します。

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 「主たる事務所の所在地」欄には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
  - 3 届出書には次の書類を添付すること。
    - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（2部）
    - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める次の事項を記載した書類（2部）
      - (1) 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項
      - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
      - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
        - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれ第1順位から第5順位までの取引から順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
        - ロ 役員等との取引
      - (4) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
      - (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
      - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
      - (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
    - ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（2部）

様式第21号（第29条関係）

認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績届出書

主たる事務所の所在地	〒	電話（ ）
	（フリガナ）	
法人名	（フリガナ）	
代表者の氏名	⑩	
認定（仮認定）年月日	年月日	
認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により、助成の実績を記載した書類を提出します。

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 この届出書に添付する書類には、支給日、支給対象者、支給金額、助成対象の事業等を記載すること。
  - 3 この届出書に添付する書類には、副本を添えること。



様式第22号 (第29条関係)

認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)の  
海外送金又は海外への金銭の持出しに係る届出書

主たる事務所 の所在地	〒	電話 ( )	-
		(フリガナ)	
法人名			
(フリガナ)			
代表者の氏名			
認定(仮認定)年月日	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日
認定(仮認定)の有効期間			

海外へ200万円を超える 送金(金銭の持出し) を 行ったことになった ので 特定非営利活動促進法第56条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により、その金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、その実施日)を記載した書類を提出します。

(事前に提出できなかった場合の理由)

様式第23号 (第31条関係)

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

主たる事務所 の所在地	〒	電話 ( )	-
		(フリガナ)	
申請者の名称			
(フリガナ)			
代表者の氏名			
設立年月日	年 月 日	年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日		
過去の認定の有無	有 ・ 無		
過去の仮認定の有無	有 ・ 無		

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒		
電話 ( )	-	
〒		
電話 ( )	-	
〒		
電話 ( )	-	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄には、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合の理由を具体的に記載すること。
- 3 この届出書に添付する書類には、副本を添えること。

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 事務所の所在地は、町名及び地番まで記載すること。
  - 3 申請書には、次の書類を添付すること。
    - ① 法第45条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第44条第2項第2号)(2部)
    - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第44条第2項第3号)(2部)

様式第24号(第33条関係)

合併に係る認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人)の  
地位の承継についての認定申請書

主たる事務所の所在地	〒	電話( ) -
(フリガナ)		
申請者の名称		
(フリガナ)		
代表者の氏名		
認定(仮認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用する「ポイント」基準 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
認定の有効期間(仮認定)	自 年 月 日 至 年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日	

特定非営利活動促進法第63条(第1項)(第2項)の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現在行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話( ) -		認定 仮認定 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話( ) -		認定 仮認定 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話( ) -		認定 仮認定 上記以外

<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</li> <li>2 「主たる事務所の所在地」欄には、町名及び地番まで記載すること。</li> <li>3 法第 63 条第 1 項の合併の認定を受けようとするときは、申請書には次の書類（合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 44 条第 1 項第 1 号 A に掲げる基準に該当する場合には、①の書類を除く。）を添付すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 44 条第 3 項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が 1 年を超える場合は、当該期間をその初日以後 1 年ごとに区分した期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、その 1 年未満の期間）以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第 44 条第 2 項第 1 号）</li> <li>② 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第 63 条第 5 項の規定により準用される法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 44 条第 2 項第 2 号）（2 部）</li> <li>③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 44 条第 2 項第 3 号）（2 部）</li> <li>4 ③の書類のうち次に掲げる基準に適合する旨を説明する書類については、それぞれの基準ごとに定める方法により記載すること。           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 1 号、第 2 号並びに第 4 号 A 及び B に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一つの法人とみなして作成すること。</li> <li>② 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 9 号（同項第 5 号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて作成すること。</li> <li>③ 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 9 号（同項第 5 号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第 44 条第 1 項の認定又は法第 58 条第 1 項の仮認定を受けようとするもの）のそれぞれについて作成すること。</li> <li>④ 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 8 号に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第 44 条第 1 項の認定又は法第 58 条第 1 項の仮認定を受けようとするもの）のそれぞれについて作成すること。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>5 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとするときは、申請書には、次の書類を添付すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項各号（第 1 号を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第 63 条第 5 項の規定により準用される法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 44 条第 2 項第 2 号）（2 部）</li> <li>② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第 63 条第 5 項の規定により</li> </ol> </li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 読み替えて準用される法第 44 条第 2 項第 3 号）（2 部）</li> <li>5 ①の書類のうち次に掲げる基準に適合する旨を説明する書類については、それぞれの基準ごとに定める方法により記載すること。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 2 号並びに第 4 号 A 及び B に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一つの法人とみなして作成すること。</li> <li>② 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 9 号（同項第 5 号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて作成すること。</li> <li>③ 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 9 号（同項第 5 号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも仮認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて作成すること。</li> <li>④ 法第 63 条第 5 項の規定により読み替えて準用される法第 45 条第 1 項第 8 号に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも仮認定特定非営利活動法人であるものを除く。）のそれぞれについて作成すること。</li> </ol> </li> </ol>

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百六号

平成十六年宮城県告示第三百九十五号（衛生試験手数料条例第一条の規定による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表一の項中 「一、一〇〇」を「一、三〇〇」に、「二、五〇〇」を「三、

一〇〇」に、「一菌種」を「一菌種」に、「四〇〇」を「一、五〇〇」を「一、

八〇〇」に、「一、九〇〇」を「二、三〇〇」に、「三、二〇〇」を「三、七〇〇」に、「三、三〇〇」を「四、〇〇〇」に、「三、五〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表一の項中、「六、〇〇〇」を「六、五〇〇」に改め、同表

三の項中

「 ウロピリン又はピリルピン トリブレイ」反応又は潜血反応	同	一〇〇 七五	を
「 ウロピリン又はピリルピン	同	一〇〇	に改め、同表四

の項中、「一五〇」を「二〇〇」に改める。

○宮城県告示第三百七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定する地域及び同法第四条第一項の規定による規制基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、昭和四十九年宮城県告示第千三百十八号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 騒音規制の指定地域

大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町及び南三陸町の区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により知事が指定した区域で同法第八条第一項第一号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）及び同項第一号の規定により指定された文教地区

二 騒音の規制基準

時間の区分及び区域の区分ごとの騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域、第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）（第五条の三）に規定する特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

地域の区分/時間の区分	昼間(午前八時から午後七時まで)	朝(午前六時から午前八時まで)夕(午後七時から午後十時まで)	夜間(午後十時から翌日の午前六時まで)
第一種区域	五〇デシベル	四五デシベル	四〇デシベル
第二種区域	五五デシベル	五〇デシベル	四五デシベル
第三種区域	六〇デシベル	五五デシベル	五〇デシベル
第四種区域	六五デシベル	六〇デシベル	五五デシベル

(注)

1 第一種区域とは、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区とする。

2 第二種区域とは、都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（文教地区として指定された区域を除く。）とする。

3 第三種区域とは、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

4 第四種区域とは、都市計画法に基づく工業地域とする。

○宮城県告示第三百八号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号）別表第一号の規定により知事が指定する区域を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、昭和五十年宮城県告示第六十七号（特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定）は平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十四年宮城県告示第三百七号の二の表に掲げられた区域のうち、次に掲げる区域

- 一 第一種区域
- 二 第二種区域
- 三 第三種区域

四 第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から八十メートルまでの区域

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

○宮城県告示第三百九号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定する地域及び同法第四条第一項の規定による規制基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、昭和五十二年宮城県告示第百十一号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 振動規制の指定地域

- 大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町及び南三陸町の区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）

二 振動の規制基準

時間の区分及び区域の区分ごとの振動の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福

祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

区域の区分/時間の区分	昼間（午前八時から午後七時まで）	夜間（午後七時から翌日の午前八時まで）
第一種区域	六十デシベル	五十五デシベル
第二種区域	六十五デシベル	六十デシベル

備考

- 一 第一種区域は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。
- 二 第二種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

○宮城県告示第三百十号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第一付表の第一号区域を次のように指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、昭和五十二年宮城県告示第百八十七号（振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十四年宮城県告示第三百九号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）で指定した地域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所



三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第一項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

四 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第一条第一項に規定する図書館

五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

○宮城県告示第三百十一号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び第四条第二項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、平成十五年宮城県告示第三百十五号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数の規制基準）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 規制地域

巨理町及び七ヶ浜町のうち、次の図に示す部分の地域

二 規制基準

1 法第四条第二項第一号に定める規制基準

臭気指数十五

2 法第四条第二項第二号に定める規制基準

法第四条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

3 法第四条第二項第三号に定める規制基準

法第四条第二項第一号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数

（次の図）は省略し、その図面を宮城県庁（環境生活部環境対策課）及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百十二号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成十年環境庁告示第六十四号）第一一の表に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、平成十七年宮城県告示第三百六十七号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）は、廃止する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域の類型及び地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	市 町 村 名	地 域
A	大河原町、村田町、柴田町、巨理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域
B	大河原町、村田町、柴田町、巨理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町	一 第一種住居地域 二 第二種住居地域 三 準住居地域
C	大河原町、村田町、柴田町、巨理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町	一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域 四 工業地域

備考 地域の名称は、都市計画法第八条第一項第一号に定めるところによる。